

四運自旅第41号の3

四運技整第72号の3

令和2年5月13日

四国管内レンタカー事業者 殿

四国運輸局自動車交通部長



四国運輸局自動車技術安全部長



新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について

標記について、令和2年5月8日付け国自旅第43号、国自整第26号により
自動車局旅客課長、整備課長から別添のとおり通知があったので了知願います。

なおリストをFAXで送付する場合の提出先は以下のとおりとします。

香川運輸支局企画観光・輸送・監査部門 Fax:087-882-4033

徳島運輸支局輸送・監査部門 Fax:088-641-4814

愛媛運輸支局輸送・監査部門 Fax:089-957-9035

高知運輸支局輸送・監査部門 Fax:088-866-7310

国自旅第 43 号
国自整第 26 号
令和 2 年 5 月 8 日

四国運輸局

自動車交通部長 殿
自動車技術安全部長 殿

自動車局旅客課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった
レンタカー車両の定期点検について

自動車の使用者は、道路運送車両法第 48 条により、定期点検を行わなければならないとされ、原則、当該自動車を抹消登録しない限り実施の義務がかかる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、レンタカーの利用者が減少したことに伴い、売上収入が減少している事業者が多数いるものと承知している。

このような状況を踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症のレンタカー業界に及ぼす深刻な影響やレンタカーが新型コロナウイルス感染症収束後の観光回復のために必要不可欠な輸送手段であることに鑑みて、レンタカー事業者が保有する車両の内、当面稼働させない車両（貸渡行為及び敷地外での車両の運行が発生しない車両をいう。以下同じ。）の定期点検について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。

なお、本通達は、関係団体宛に通知していることを申し添える。

記

1. 定期点検の義務の取扱い

以下の全ての要件を満たす場合については、一時抹消登録された車両と同様、運行の用に供するものではないと解釈し、定期点検実施の義務はかからないものとする。

- (1) 営業所毎に当面稼働させない車両の登録番号又は車両番号、非稼働期間及び非稼働開始時の総走行距離を記載したリストを以下提出先に提出する。

【リスト提出先】※電子メール又は FAX いずれか一方のみの方法で提出してください。

- 電子メールの場合 メールアドレス : hqt-rentacar@gxb.mlit.go.jp
- FAX の場合 FAX 番号 : 管轄する地方運輸支局輸送部門

- (2) 当面稼働させない車両の鍵は貸出する車両の鍵とは別管理するとともに、当面稼働させない車両のフロントガラス内側から外に対して、当該車両が非稼働車両であることがわかるよう明示する。
- (3) 非稼働期間を満了した際には、定期点検整備を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させる。なお、非稼働期間中に自動車検査証の有効期間を更新する場合にあっては、その時期に行う定期点検を実施する必要がある。

2. 自動車任意保険の加入義務の取扱い

- (1) 任意保険に関しては、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成7年6月13日付け自旅第138号。以下「取扱い通達」という。）において、加入することが許可基準となっているが、当面稼働させない車両については、当該非稼働期間に限り、未加入であっても、レンタカー事業の許可基準違反には該当しないこととする。
- (2) 本通達の取り扱いにより自動車保険を解約したことにより、非稼働期間終了後に再加入する場合には、解約期間前後の保険料負担に差が生じることも考えられることから、各事業者の判断と責任において、契約中の保険会社と相談する等、適切に対応されたい。

3. 注意事項

リストに記載された車両の稼働が確認されたときは、取扱い通達2.（13）に基づく所要の措置を執ることとする。

4. 本取扱いの適用期間

令和2年9月30日までとする。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ適用期間を延長することがある。